

面会制限一部解除のお知らせ

新型コロナウイルス感染対策に伴う面会制限を8月3日以降、一部解除します

皆様におかれましては、当院への日頃のご利用に感謝申し上げますと共に、ご家族の入院に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に遭遇し大変、ご心痛されておられるとお察し申し上げます。

この度、諸般の事情を総合的に判断致しまして、この間採用しておりました面会全面禁止を慎重な条件のもとで解除の方針をとる事に致しました。これについてお知らせ申し上げますと共に諸条件のもと制限された面会である事を、どうぞご理解される事を切にお願い申し上げます。

私ども医療従事者としてこの間、院内感染防止に努めながら、入院されている方々への医療に精進して参りました。3月から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府及び東京都の要請に基づき院内感染防止の一環としてご家族の面会制限を行って参りました。その後5月26日の国の緊急事態宣言の解除、そして6月19日に東京都のアラート宣言解除を受けて、院内の面会制限の緩和を検討して参りました。しかしながら、国及び東京都の自粛要請解除後、全国的とりわけ東京都の感染者数は急増しているのが現状であります。

当院への入院の方々はご高齢で合併症のお持ちの方が多く院内感染には万全の注意を払わなければなりません。社会の中でこのように感染者が増加している一方で国及び東京都の社会的・経済的活動の制限解除の方針のもと、また御家族のご心情とご希望にもお答えしなければならないと考えました。その結果総合的に判断して、慎重な条件下で8月3日から面会解除の方針をとる事にしました。面会の際の具体的手順につきまして、別紙に記しましたのでご参照下さい。

しかしながら今後、国ないし東京都から再度自粛要請が発せられた場合は面会中止等の処置をとる事があり得ることもご了承くださる様お願い申し上げます。

令和2年7月30日
社会福祉法人東京有隣会 有隣病院
病院長 工藤宏一郎